

## 市立伊丹病院改革プラン評価委員会設置要綱（平成22年10月制定）

### （設置）

第1条 市立伊丹病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の実施状況を点検し、及び評価するため、市立伊丹病院改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 改革プランの進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) その他改革プランを着実に実行するために必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織し、市長がこれを任命し、又は委嘱する。

2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は伊丹市医師会副会長のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （委員会の会議）

第4条 委員長は、必要に応じ会議を招集する。

2 会議は、委員長が主宰する。

### （意見の聴取等）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり室地域医療推進課及び市立伊丹病院経営企画室が行う。

### （細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 付 則

#### （施行期日）

1 この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

#### （この要綱の失効）

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

副市長 理事 財政基盤部長 総務部長 総合政策部長 健康福祉部長 兵庫  
県伊丹健康福祉事務所長 伊丹市医師会副会長 伊丹市歯科医師会副会長 伊  
丹市薬剤師会副会長 学識経験者